

施設入所支援に関する入所調整要領

(目的)

第1 この要領は、「群馬県障害者施設入所調整委員会設置要綱」第7の規定に基づき、群馬県内に設置されている「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）第5条に規定する施設入所支援を行う施設（以下「支援施設」という。）の入所調整に関し必要な事項を定める。

(入所の申込)

第2 入所希望者は、原則として支援施設の見学を済ませた後に、支援施設の内諾を得て、支援施設入所申込書（参考様式）を市町村（入所希望者に係る支給決定を行う市町村。以下市町村）へ提出する。

また、既に他施設を申し込んでいるが、追加で別の施設を申し込む場合も同様とする。

(入所調整の依頼：待機者がいる場合)

第3 入所申込を受けた市町村は、入所を希望する支援施設に空床がない等の理由により待機が必要となる場合、支援施設入所調整依頼書（様式1号、以下「入所調整依頼書」という。）を入所調整委員会へ提出する。

(入所調整の依頼：待機者がおらず、利用可能な空床がある場合)

第4 入所を希望する支援施設に待機者がおらず、かつ、当該支援施設に利用可能な空床がある場合、市町村は入所調整依頼書を入所調整委員会へ提出する必要はない。

この場合において、支援施設は入所希望者、家族、相談支援事業所等と連絡調整のうえ、入所が決定した時点で市町村及び入所調整委員会へ連絡する。

(待機者名簿の作成及び順位)

第5 入所調整委員会は市町村から提出された入所調整依頼書、取り下げ届（様式2号、以下「取り下げ届」という。）、及び支援施設からの入退所状況届（様式第3号）の情報を反映した上で、各月1日時点での待機者名簿（様式7号）を作成し、支援施設入所状況（様式第6号）と共に、支援施設及び市町村等に情報提供する。

待機者名簿の順位は、施設ごと、男女ごとに原則として入所調整委員会が入所調整依頼書を受理した日（以下「調整基準日」という。）の早い順とする。

同一の支援施設を希望する者が複数おり、調整基準日が同日の場合、抽選により順位を決定する（知的障害を主たる障害とする支援施設は、この場合に該当しても、性別が異なる者であれば抽選の必要はない）。

（待機者名簿記載事項の変更、入所調整依頼の取下げ）

第6 待機者名簿に、希望施設の追加等、記載内容の変更を要する場合は、市町村は変更の入所調整依頼書を入所調整委員会へ提出する。

2 待機者から支援施設を利用しない旨の申出があったときは、市町村は取り下げ届を入所調整委員会へ提出する。

（入所の調整）

第7 支援施設は、利用可能な空床が生じた際には、待機者名簿の最上位の者から順に、入所待機者等に入所順位が来た旨を連絡する。

試行利用等の結果、入所が決定した場合は市町村及び入所調整委員会に連絡する。

なお、当該入所者が、第5に定める待機者名簿で他の支援施設を待機していた場合は、すべて取り下げ扱いとし、入所調整委員会が待機者名簿から削除する（国立のぞみの園に期限付き入所した場合を除く）。

2 入所可能な順位が到来し、施設が受け入れ可能であるにもかかわらず、待機者が自己都合で入所しない場合、支援施設は待機者等に対し、待機者名簿から削除となることを説明の上、支援施設は、自己都合により入所しない待機者に対して市町村にその旨を申し出るよう依頼し、併せて、入所調整委員会へ報告する。

入所調整委員会は（支援施設からの報告により）、自己都合により入所しない待機者を把握した場合は、速やかに市町村に情報提供を行う。これを受けて市町村は、待機者等へ取り下げ手続きに係る連絡や、再入所申込等の意向確認を行う。取り下げの意向確認をした市町村は、入所調整委員会に取り下げ届を提出する。

なお、自己都合とは、支援施設が受入可能であるにも関わらず、その時点で本人又は家族の意向により入所しないことを言う。入院中である等医療的な対応が優先される場合や、本人の心身の状況その他の事情により施設が受け入れ困難な場合等は、これに当たらない。

(対象者の年齢、介護保険との適用関係)

第8 入所対象者の年齢は、介護保険が適用されない65歳未満とする。

ただし、市町村が支援施設への入所を必要と認める場合は、65歳以上であっても入所調整依頼書を提出することができる。これは特定疾病を有する40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者についても同様とする。

また、入所調整依頼書提出後に65歳に達しても、引き続き、市町村が支援施設への入所を必要と認める場合は待機を継続することができる。

なお、いずれの場合であっても、市町村は必要と認めた理由を入所調整依頼書に記載すること等により、入所調整委員会に報告する。

(特別な事由による入所調整)

第9 次のいずれかに該当する場合は、第5の規定にかかわらず、入所調整委員会は緊急性を考慮して入所調整を行うことができる。なお、以下にいう保護者等とは、家族等の個人に限らずグループホーム等介護を提供している事業所等も含む。

- (1) 介護が必要な状況にあり、保護者等介護者の死亡・長期入院等により現に介護を行う者がいないとき。
- (2) 保護者等介護者が、虐待など障害者の人権を侵害しているとき。
- (3) 保護者等介護者の介護能力が限界に達したとき。

(地域移行等による優先待機)

第10 支援施設入所者が、グループホームへの入居等、地域移行等により支援施設を退所した場合（以下「チャレンジ移行」という。）、その者が退所した日から2年以内に、当該退所した施設への再入所を希望したことに係る当該支援施設への入所調整依頼に関しては、待機者名簿の順位は最上位（この制度の先行待機者がいるときはその次の順位）とする。

2 チャレンジ移行による優先待機に関し必要な事項は別に定める。

3 前2項の取扱は、国立のぞみの園への期限付入所に伴い支援施設入所者が退所した場合に準用する。

(特別支援学校等在学生の特例)

第11 特別支援学校等在学生のうち卒業後に支援施設の入所を希望する者（以下「在學生」という。）は、最終学年在籍時に申込を行う。

なお、この最終学年在籍時に申込を行う特例による場合、卒業式の日までの間に限り、入所順位がきたときに支援施設に入所しない場合も取り下げ扱いとはしない。

2 在学学生の入所調整に関し必要な事項は別に定める。

(県外待機者)

第12 県外待機者の待機順位は県内待機者の最下位者より下位とする。

ただし、県内の児童施設に入所又は通所する（していた）県外待機者は、県内待機者と同様に扱う。

(他の支援施設への入所)

第13 支援施設入所中の者に係る他の支援施設への変更は、入所調整の対象とする。

ただし、同一法人内の相互の支援施設に移動希望者があり、同一法人内で交換による入所ができる場合に限り、入所調整の対象としない。

なお、交換による入所を行う場合、両支援施設は、同一法人内での交換による入所届(様式第10号)を入所調整委員会へ提出する。

(援護の実施主体の変更)

第14 市町村は、待機者が他市町村へ転出（障害福祉サービスの支給決定市町村が変更）した場合は、市町村間で事務引継を行うとともに、転出先市町村は、支援施設入所調整の援護実施主体の変更届(様式9号)を入所調整委員会へ提出する。

(新規開設)

第15 支援施設の新規開設に伴い入所希望者が定員を超えることが見込まれる場合は、第5の規定にかかわらず、関係機関（県障害政策課、市町村、開設予定の支援施設、入所調整委員会）による協議を行い、入所対象者を調整する。

(現況報告)

第16 市町村は、入所調整依頼書を提出した待機者の現況を年に1回以上入所調整委員会へ報告する。

なお、報告は入所調整委員会による現況調査に回答することで代えることができる。

(入所状況等)

第17 支援施設は、支援施設入退所状況届（様式4号）を毎月10日までに入所調整委員会へ提出する。

入所調整委員会は、支援施設入所状況（様式6号）を支援施設及び市町村等へ情報提供する。

2 支援施設は、毎年4月1日時点の支援施設入所者名簿（様式3号）を4月10日までに入所調整委員会へ提出する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

チャレンジ移行による優先待機の取扱い

施設入所支援に関する入所調整要領の第 10 に規定するチャレンジ移行による優先的待機の取扱いを定める。

(対象者名簿の作成)

第 1 入所調整委員会は、支援施設入退所状況届（様式 4 号）に記載された退所理由等から、チャレンジ移行対象と思われる者を把握し、支援施設に対象者の要件に該当する者であることを確認の上、待機者名簿内のチャレンジ移行対象者名簿（以下「チャレンジ移行対象者名簿」という。）に登載する。登載期間の初日は支援施設を退所した日とし、終日は 2 年後の対応した日とする。この 2 年とは入所調整依頼が可能な期間であり、その依頼に基づく入所が可能な期間に制限はない。

なお、当該退所した支援施設に入所する前に、他の支援施設に入所した場合は、チャレンジ対象者名簿から削除され、当該退所した施設は通常取り扱いどおり取り下げ扱いとなる

(再入所の手続き)

第 2 チャレンジ移行対象者名簿登載者が、同一支援施設への再入所を希望するときは、施設入所支援に関する入所調整要領第 2 に定める申込を行う。以降、順位を除いては一般待機者と同じ扱いとする。

(再入所しない場合)

第 3 入所順位が到来したときに支援施設に入所しない場合でも、チャレンジ移行対象者名簿は変更しない。この優先的待機の制度は、チャレンジ対象者期間中であれば回数に限りなく利用（取り下げ及び入所調整依頼）することができる。

(情報提供)

第 4 入所調整委員会は、チャレンジ移行対象者名簿を、待機者名簿と一体として市町村、支援施設等の関係機関へ情報提供する。

附 則

この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱い、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱い、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この取扱い、令和7年4月1日から施行する。

特別支援学校等在学生の入所調整にかかる取扱い

施設入所支援に関する入所調整要領の第 11 に規定する在学生の入所調整の実施にかかる取扱いを定める。

(申込できる学年)

第 1 在学生在卒業後の入所について申込できるのは、卒業が見込まれる学年とする。

(受付期間)

第 2 在學生からの支援施設入所申込書の市町村受付期間は毎年 9 月 1 日から 11 月 10 日までとする。

ただし、11 月 10 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その前日までとする。

入所調整委員会及び県教育委員会は入所申込の期間及び方法について関係機関に周知する。

(申込)

第 3 在學生は、原則として支援施設の見学を経て希望する支援施設を選定し、当該支援施設の内諾を得て、受付期間内に支援施設入所申込書を市町村へ提出する。

市町村は、入所調整依頼書の右上に「在學生」と朱書きし、入所調整委員会へ 12 月 1 日までに到着するよう送付する。ただし、12 月 1 日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その前日までとする。

(待機者名簿への登載と抽選)

第 4 入所調整委員会は、第 3 により提出された入所調整依頼書を 12 月 1 日付けで受理（調整基準日は 12 月 1 日）し、待機者名簿に登載する。複数の希望者が同じ支援施設への入所を希望した場合は抽選により順位を決める。

本在學生に係る入所調整依頼書であっても、12 月 2 日以降に入所調整委員会に到着した場合は、一般の入所調整依頼書と同様の取り扱いとする。

(抽選の方法)

第 5 入所調整委員会は、複数の者により、くじ引き方式で抽選を行う。抽選にあたっては、関係市町村

に立ち会いを求め、透明性・公平性の確保に努める。

(在学中に入所の順番がきた場合の取扱い)

第6 在学中に入所が可能となっても入所しない場合は、卒業までの間に限りこれを自己都合とはみなさない。

なお、学籍は当該卒業年の3月31日までであるが、卒業証書受領後に当該日を待たずに入所することは差し支えない。

附 則

この取扱いは、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和7年4月1日から施行する。